

平成27年度補正「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」の公募について

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率2/3）

（1）一般型 補助上限額：1,000万円

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

（2）小規模型 補助上限額：500万円

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

（3）高度生産性向上支援 補助上限額：3,000万円

IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。

【申込締切】 平成28年4月13日(水) [当日消印有効] ※原則、公募は1回限りとなります。

※公募についての詳細は、本会HP (<http://www.chuokai-yamagata.or.jp>)をご覧ください。

—————【申請書受付先・問い合わせ先】—————

山形県地域事務局（山形県中小企業団体中央会内）

〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館5階 TEL:023-666-6746



組

合

運

宮

Q&A

役員の残任義務及び役員報酬の支給について

質問内容
Q

副理事長を1名から2名に増員し、専務理事1名を減員した定款変更を総会で決議した場合、役員の残任義務及び役員報酬の支給は次の例ではどう扱うべきか。

(例示)

(1) 定款変更決議の総会開催日 ○○年5月18日

同上総会では任期満了(○○年4月30日)に伴う理事の選挙を行い、専務理事であった者が落選した。

(2) 理事長、副理事長(増員1名を含む)2名の選出の理事会開催日 ○○年5月22日

(3) 定款変更認可申請日 ○○年7月22日

(4) 定款変更認可日 ○○年7月30日

以上の場合

1従来専務理事であった者の残任期間は何月何日か。また、専務理事への役員報酬は何月分まで支給すべきか。

2増員1名の副理事長の役員報酬は何月分より支給すべきか。

回答内容
A

専務理事の残任期間は、新たな役員が選任された5月18日までとなる。また、役員報酬は、本来総会で選任された役員についての報酬であるべきであるが、税法上役員報酬は、相談役、顧問等実質的に経営に従事しているものを含むとされていることから、残任義務期間の役員は、法律上の役員ではないが、役員と同等な権利義務を有し、実質的にも組合の経営に従事しているので役員報酬の支給対象となる。したがって、設問の専務理事の役員報酬は、4月1日(事業年度が4月1日に開始の場合)から5月18日までの期間の間で役員報酬規程等に照らし、新事業年度の役員報酬の予算の枠内で支給して差し支えない。次に増員された副理事長の役員報酬は、定款変更が効力を発生する認可日である7月30日から支給することになるが、選任日である5月22日以後認可日まで副理事長の職務と実質的に同内容の職務を行い、経営に従事しているのであれば、役員報酬枠を総会で決議する場合、予めその旨の承認を受けることにより、役員報酬規程等に照らし、副理事長としての報酬額を支給することは可能であり、当該支給額についても税法上役員報酬として認められる。